

# 重 要 事 項 説 明 書

(令和7年4月 改正)

社会福祉法人 緑陽会  
居宅介護支援センター おおあみ緑の里

## 目 次

### ○ 居宅介護支援重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口
2. 居宅介護支援センターおおあみ緑の里の概要
3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容
4. 利用料金
5. サービスの利用方法
6. 当センターの居宅介護支援の特徴等
7. サービス内容に関する苦情
8. 当センターの概要

### ○ 個人情報使用同意書

# 居宅介護支援 重要事項説明書

(令和7年4月30日 現在)

## 1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-73-5146 (午前 8時30分 ~ 午後 5時30分)

担当 三枝 淳子

\*ご不明な点はなんでもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援センターおおあみ緑の里の概要

### (1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センターおおあみ緑の里
所在地	千葉県 大網白里市 柿餅268-2
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援 (千葉県1275800017号)
サービスを提供する地域	大網白里市・東金市・九十九里町・千葉市緑区・茂原市白子町

### (2) 事業所の職員体制

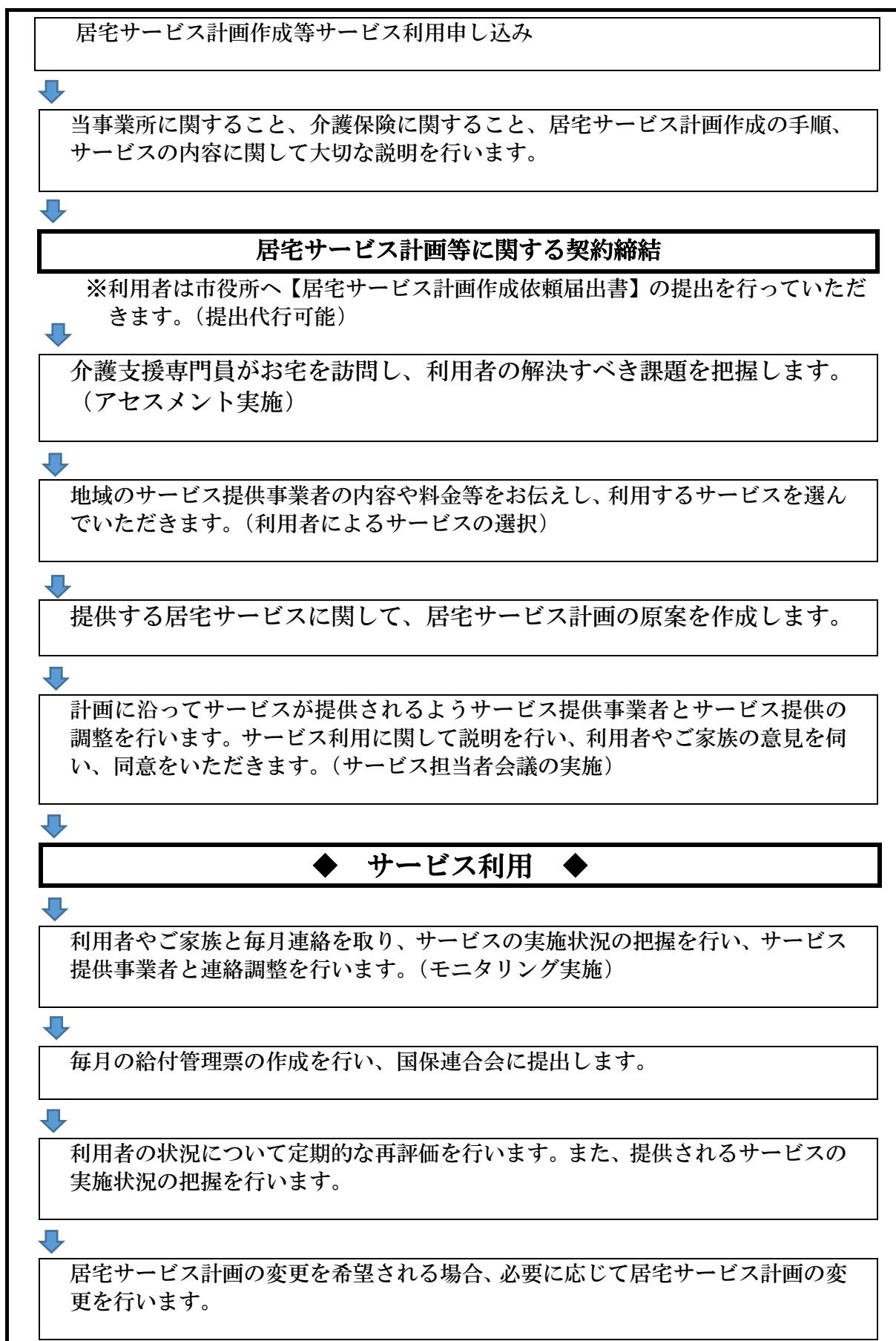
	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理 者	主任介護支援専門員	1名	/	従業者及び業務管理	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	/	ケアプラン作成	1名

### (3) 営業時間

平日	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
----	---------------------

\*緊急連絡電話：0475-73-5146

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



## 4. 利用料金

### (1) 種類

#### ① 利用料

・居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月当たり下記の単位に(注1)の金額を乗じた料金となります。

基本料金	居宅介護支援 (取扱件数45件未満)	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
加算 および 減算	初回加算	初回の居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合	300 単位
	通院時情報連携加算	利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師・歯科医師と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う。 (1月に1回)	50 単位
	入院時情報連携加算(I)	病院または診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合(入院した日、営業時間外の入院には翌日を含む)	250 単位
	入院時情報連携加算(II)	病院または診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合(入院した日の翌日または翌々日、営業時間外の入院には翌営業日を含む)	200 単位
	退院・退所加算  ※入院入所期間中 1回まで	(I)イ 医療機関、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方により1回受けていること。	450 単位
		(I)ロ 医療機関、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること。	600 単位
		(II)イ 医療機関、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方により2回以上受けていること。	600 単位
		(II)ロ 医療機関、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けしており、うち1回はカンファレンスによること。	750 単位
	※初回加算と同時 算定不可	(III) 医療機関、介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けしており、うち1回はカンファレンスによること。	900 単位

加 算  および 減 算	ターミナルケア マネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する意向を確認したうえで、死亡日前14日以内に2日以上、同意を得て自宅訪問し、主治医・サービス事業所と連携しつつ支援を実施した場合	400 単位
	緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院または診療所の求めにより、その医師または看護師と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合	200 単位
	運営基準減算	利用者やその家族に対して、複数の事業所の紹介や当該事業所をプランに位置付けた理由についての説明を行わなかった場合	所定単位数の 50/100
	特定事業所集中減算	特定の事業者に 80%以上のケアプランを位置付けた場合（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与）	200 単位/件
	業務継続計画未実施減算	感染症や災害が発生した場合に、業務継続に向けた計画の策定をしていなかった場合	所定単位数の 1/100
	高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の 1/100

(注 1) 当センターの介護報酬地域区分が「7 級地」となるため 1 単位 10 円のところ 10.21 円を乗じた金額が料金となります。なお、料金は介護保険制度において全額給付されるため自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた上記の金額をいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日 大網白里市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

## ② 交通費

前記 2 の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

## ③ 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	実費を申し受けます
千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

## ④ その他

- ・要介護認定申請代行費
- ・記録の複写費 1 枚につき 10 円

## (2) 支払方法

- ・料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 20 日までに前月分の請求をしますので、末日までにお支払いください。
- ・お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・お支払い方法は、振り込み、現金によるお支払いとさせていただきます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。  
契約を締結したのち、サービスの提供を開始いたします。

### (2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合、文書で申し出くださればいつでも解約できます。
- ② 当センターの都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）あるいは要支援 1、要支援 2 と認定された場合
  - ・お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他  
お客様やご家族などが当センターや当センターの介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. サービス事業所の選定等について

- (1) お客様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (2) お客様は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 前 6 月間当センターにおいて作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の占める割合について説明を行います。  
※当センターのケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

## 7. 当センターの居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営方針

精神的または身体的状態により、自らが自立した日常生活を継続することが困難となり、何らかの援助や支援が必要となった方が、介護保険のサービスや地域のボランティアなど社会資源の活用を円滑におこなえるよう介護サービス計画の作成をいたします。

介護サービス計画の作成にあたって、担当の介護支援専門員は自己研鑽に励むとともに地域の介護支援専門員の方々とも連携し、サービス利用等に関しニーズに即した社会資源の活用が出来るよう努力いたします。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

自宅で生活を継続するために障害となっている事柄について、本人の身体的、心理的、社会側面といった生活像全体を見直しすることが出来るよう、専門のアセスメント様式を利用して調査をおこない、サービスの有効的な利用を可能にします。

### (3) 介護サービス計画立案までのサービス利用のために

事　項	有無	備　考
介護支援専門員の変更		変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法		居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施		年2回 以上を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料		前記4の（3）参照
その他		

## 8. サービス内容に関する苦情

### ① 当センターお客様相談・苦情担当

当センターの居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 お客様サービス課 電 話 0475-73-5146  
管理者 三 枝 淳 子

### ② その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ・大網白里市 高齢者支援課 介護保険班        | 電話 0475-70-0309 |
| ・東金市 高齢者支援課 高齢者支援係         | 電話 0475-50-1295 |
| ・茂原市 高齢者支援課 高齢者支援係         | 電話 0475-20-1572 |
| ・千葉市緑区 高齢障害支援課 介護保険室       | 電話 043-292-9491 |
| ・九十九里町 健康福祉課 高齢者福祉係        | 電話 0475-70-3184 |
| ・白子町 保健福祉課 介護保険係           | 電話 0475-33-2113 |
| ・千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係 | 電話 043-254-7428 |
| ・千葉県運営適正化委員会               | 電話 043-246-0294 |

## 9. 当センターの概要

法人種別 社会福祉法人 緑陽会  
代表者役職・氏名 理事長 加茂 弘志  
所在地・電話番号 千葉県 大網白里市 柿餅268-2 TEL 0475(73)3146

定款の目的に定めた事業 社会福祉事業

第1種社会福祉事業

(1) 特別養護老人ホームの経営

第2種社会福祉事業

- (1) 老人居宅介護等事業
- (2) 老人デイサービス事業
- (3) 老人短期入所事業
- (4) 老人介護支援センターの経営

公益を目的とする事業

(1) 在宅介護支援事業

営業所数等

介護老人福祉施設	1カ所
居宅介護支援	1カ所
通所介護事業	1カ所
老人短期入所生活介護事業	1カ所

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約者および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県 大網白里市 柿餅268-2  
名称 居宅介護支援センターおおあみ緑の里  
代表者 加茂 弘志 印  
説明者 居宅介護支援センターおおあみ緑の里  
氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

# 個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1. 使用する目的

事業所が、介護保険法に関する法令に伴い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合、および入退院時の医療機関への情報提供として必要な場合。

## 2. 使用にあたっての条件

- 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

## 3. 個人情報の内容（例示）

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人情報に関する情報。
- 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（介護結果通知書）
- その他の情報

## 4. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

事業者名称　　社会福祉法人 緑陽会  
　　　　　　　　居宅介護支援センターおおあみ緑の里

管理　者　　三枝　淳子

令和　年　　月　　日

利用者氏名 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_

社会福祉法人 緑陽会  
居宅介護支援センター おおあみ緑の里  
〒299-3264 千葉県 大網白里市 柿餅 268-2  
TEL 0475-73-3146（代表）・0475-73-5146（直通）